

学校図書館への支援を求める意見書

学校図書館法の一部が改正され、司書教諭とは別に学校司書を置くよう国及び地方公共団体に努力義務が課せられました。

また、現在、学校図書館に司書教諭を配置していますが、その教諭は通常の授業も行っていることから、学校図書館の専門的な司書業務の遂行に負担が大きくなっています。

国においては、学校司書の配置に要する経費について、地方財政措置を行うこととしていますが、十分な措置ではないことから、さらなる地方財政措置を国へ働きかけるとともに、都としても市区町村への負担軽減を図るための財政支援を行う必要があります。

また、現在の司書教諭の授業の持ち時間数の軽減措置について、12学級以上の中学校においてのみ週2時間の担当授業時間数の軽減措置が行われていますが、その他の中学校及び全小学校では行われていないことから、司書教諭の担当時間数の軽減措置と拡充が不可欠です。

あわせて、学校図書館に整備すべき図書の標準としては、平成5年に定められた「学校図書館標準」により蔵書冊数を整備していますが、学校図書館の標準冊数を満たしている学校の割合は低い状況であり、児童・生徒の読書環境に差が生じています。ついては、計画的な学校図書館の図書の整備に必要な経費についても、市区町村の負担軽減を図るための財政支援が必要です。

よって日野市議会は、児童・生徒の学習環境を豊かにする学校図書館の機能を拡充するために、以下の2点を要望します。

記

1. 学校図書館の学校司書の配置に伴う財政支援及び司書教諭の担当時間数の軽減措置の拡充すること。

2. 「学校図書館図書標準」に基づく蔵書整備を図るための財政支援を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年12月18日

日 野 市 議 会

東 京 都 知 事
東 京 都 教 育 長

様